



柏崎市企業振興条例による設備導入に係る支援制度

未来法

地域経済牽引事業計画策定事業者を対象に固定資産税を3年間免除します

課税免除の適用要件

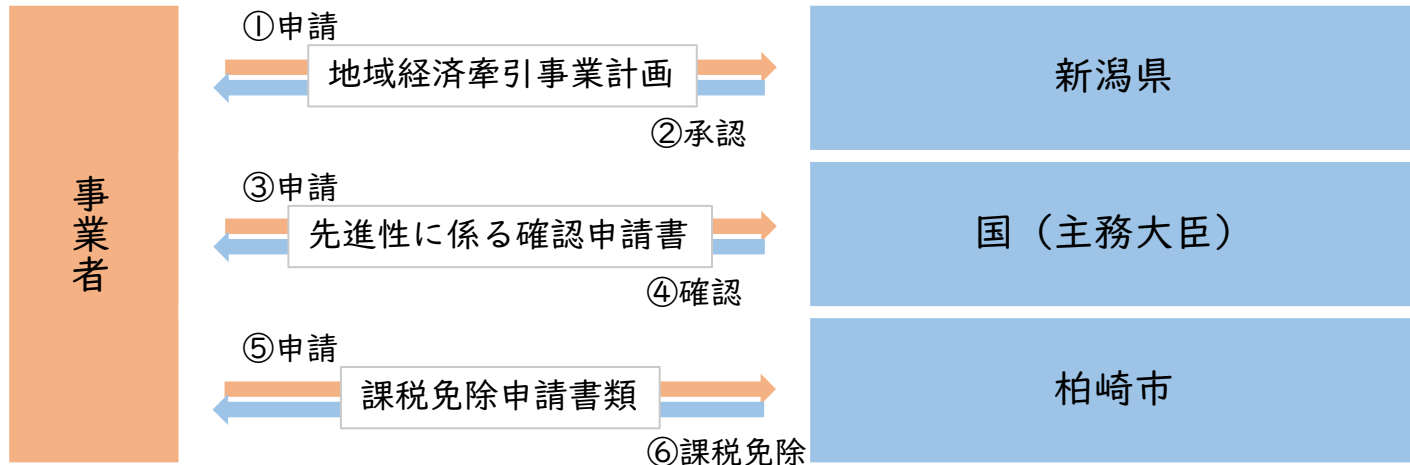
対象事業者	地域経済牽引事業計画を作成し、県知事の承認および、国（主務大臣）の確認を受けている事業者
対象地域	柏崎市内全域
対象分野	新潟県中越3市（長岡市・柏崎市・小千谷市）基本計画または、新潟県全域基本計画に定める分野
対象資産	地域未来投資促進法適用工場にかかる次の固定資産 構築物、建物、土地（★1）
取得価額	1億円超 ※農林水産関連業種は5,000万円超
課税免除	3年間

（★1）取得の日から起算して1年以内に地域未来投資促進法適用工場等の建設に着手したものに限りです。

申請方法

申請に必要な書類（裏面）を揃えて、柏崎市役所ものづくり振興課へ提出してください。

申請の流れ

**申請期限** 固定資産税が軽減される3年間、毎年申請してください。

令和8（2026）年2月15日

※令和7（2025）年1月1日～12月31日に取得した対象設備を申請してください。

お問合せ先

【柏崎市企業振興条例の支援制度・申請に関すること】

柏崎市ものづくり振興課（市役所3階）

TEL 0257-21-2326

MAIL monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp

【固定資産税に関すること】

柏崎市税務課（市役所2階）

TEL 0257-21-2256



柏崎市HP

1年目

- ・固定資産税不均一課税／課税免除申請書（第1号様式） …★
（※電子データで作成し、出力した用紙及び電子データの両方を提出してください。）
- ・法人登記事項証明書（※取得から3か月以内のものを提出してください。）
- ・定款（※原本証明をしてください。）
- ・地域経済牽引事業計画（写し）
- ・地域経済牽引事業計画に対する県知事からの承認通知書（写し）
- ・主務大臣が交付した確認書（写し）
- ・固定資産の区分に応じ、以下の書類を添付してください。

土地

- ・土地売買契約書（写し）
- ・土地登記事業証明書（写し）
- ・事業所全体の平面見取り図

建物

- ・建築工事請負契約書（写し）
- ・家屋登記事項証明書（写し）
- ・建物配置図
- ・建物平面図

構築物

- ・固定資産税償却資産申告書（写し）
- ・仕様書又はカタログ等（写し）
- ・配置図

2年目以降

- ・固定資産税不均一課税／課税免除申請書（第1号様式） …★
（※電子データで作成し、出力した用紙及び電子データの両方を提出してください。）
- ・固定資産税課税免除決定通知書（写し）
- ・法人登記事項証明書（※取得から3か月以内のものを提出してください。）
- ・定款（※原本証明をしてください。）

申請書電子データ送付先

柏崎市ものづくり振興課（共通）：monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp